

所管部課	健福祉部 地域福祉課	部長	青木 一麻		
件名	東大和市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱の一部				
	を改正する訓令について	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市成年後見人等報酬費用助成要綱			
	部課機関	障害福祉課			
1. 要旨					
<p>「東大和市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱」と「東大和市成年後見人等報酬費用助成要綱」の2つの要綱を統合する。</p> <p>また、内容の一部を改正して、要綱の名称を「東大和市成年後見制度利用支援事業実施要綱」へ改める。「東大和市成年後見人等報酬費用助成要綱」については、統合により廃止する。</p>					
(1) 主な改正点					
<p>報酬助成の要件について申立人が市長申立てのみだった条件を撤廃する。</p> <p>報酬助成額を、在宅について2万8千円を2万円へ改める。</p>					
(2) 要綱の一部改正及び廃止理由について					
<p>「東大和市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱」を一部改正を行い、現行の「東大和市成年後見人等報酬費用助成要綱」の内容を盛り込んだ改正を行うため、「東大和市成年後見人等報酬費用助成要綱」については廃止する。また、両要綱の内容を反映させた要綱とするため、要綱の名称を「東大和市成年後見制度利用支援事業実施要綱」へ改める。</p>					
(3) 施行日：令和8年4月1日					
(4) 影響及び効果					
<p>要綱の統合により、事務の効率化を図る。</p> <p>また、改正により、成年後見人の成り手確保に寄与する。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
総務課にて審査済み					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					
了承					